

建設水道常任委員会会議録

平成16年3月12日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浅井 正八 ○三木 誓士 飯高 昭二
吉川 勝義 中川 靖広
森河議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	北村 光朗	建 設 課 長	堤 和雄
建設課参事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	川端 伸和
観光産業課長	田口 好夫	同 課 長 補 佐	辻本 邦好
同 課 長 補 佐	永井 克育	都市整備課長	藤本 宗司
同 課 長 補 佐	藤川 岳志	同 課 長 補 佐	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上下水道部長	池田 善紀
上水道課長	水田 美文	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	井上 究	下水道課長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	角井 敏文		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開 会（午前9時00分）
署名委員 吉川委員、中川委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会を
開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

始めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、吉川委員、中川委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
初めに本会議からの付託議案についてであります、議案第8号、平
成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題と
いたします。理事者の説明を求めます。

上水道課 それでは平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第4号）につ
長 いてご説明申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上水道課 それでは3ページ目をお願いします。資本的収入の部で第1款資本
長 的収入第3項企業債第1目企業債で、上水安全対策事業として企業債
が許可になった事による1700万円の増額をお願いするものであり
ます。それでは1ページ目をお願いします。

（ 朗読により説明 ）

上水道課長 以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り何とぞ原案通りご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員 利率の3.5%以内とありますけど、実際は何%か分かりますか。

上水道課長 現在1.8%でございます。

飯高委員 企業債の過去において、現在に至る状態なんですけれども、その発行額とか、償還額、残額とか、ちょっと表に現して分かりやすいようにしていただきたいんですけれども。どうでしょうか。

上水道課長 詳細について今ちょっとコピーさせていただきますので、よろしくお願い致します。

委員長 課長、コピーできたら配布願います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第8号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、町道の廃止についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

建設課長 町道の廃止についてであります。議案の説明の前に本会議初日におきましてご指摘されました廃止の内容についてであります。住民の方にも分かりやすくという事であり、議長のご配慮によりまして追加日程1の議案書の訂正を、3月5日にお願いし、より住民の方に分かりやすい内容という事で一部変更いたしました。

それでは議案書の朗読をいたします。

(議案書朗読)

建設課長 次のページをご覧いただきたいと思えます。

(朗 読)

建設課長 以上廃止すべき路線であります。また次のページ以降につきましては参考資料として添付いたしておりますのでご覧いただきたいと思えます。ご審査の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第1号については当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

委員長

次に、継続審査について審査することと致します。
公共下水道事業に関することについてを議題と致します。
理事者の説明を求めます。

下水道課
長

それでは継続審査であります公共下水道に関することについて報告いたします。まず、県が施工いたしております流域下水道事業の進捗状況でございますが、前回委員会で報告いたしました状況とほぼ同じ状況でございます。幹線管渠、ポンプ場ともに順調に工事が進められておる状況でございます。

次に町公共下水道工事及び測量設計業務委託作業の進捗状況でございますが、これにつきましても前回の委員会でご報告させていただきましたとおり、全て年度内に完了できる予定でございます。

また、公共下水道への接続についての説明会につきましては、対象自治会28自治会のうち、あと3自治会を残すだけとなっております、3月20日に全て完了する予定で説明会を進めております。

また、先だつての予算審査特別委員会におきましてもご指摘いただいております不要となる浄化槽の再利用につきまして、要綱等一定の方向を定めました後、6月議会中の委員会におきまして改めてご相談させていただきたいと考えております。また、供用開始時には十分活用していただけるよう、配慮して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが継続審査であります公共下水道に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(質疑なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。本件については当委員会として、閉会

中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

公共下水道事業に関することについては、当委員会として閉会中も引き続き審査を行うことと致します。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

委員長

次に、各課報告事項について、(1) 議案第5号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて理事者の報告を求めます。

観光産業
課長

議案第5号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について観光産業課にかかります補正予算について説明をさせていただきます。予算書の16ページをお願いします。

それでは第5款農林水産業費、第1項農業費、第1目の農業委員会費でございます。農業委員会の県補助金の確定によります減額でございます。財源の振替をお願いするものであります。補正額の財源内訳として国県支出金22万9千円の減額について一般財源で対応させていただくものでございます。

第2目の農業総務費、これにつきましても生産調整推進対策費について、県委託金の減額によりまして財源振替をお願いするものでございます。補正額の財源内訳については、国県支出金の27万円の減額について一般財源で対応させていただくものでございます。

次に、第4目土地改良事業費、これにつきましては、説明の欄に書

かせていただいておりますように、県単高安農道整備工事2件の分ですけれども、これの請負差によります減額と町単高安水路整備工事の入札差による減額についてでございます。補正額として255万7千円の減額でございます。補正額の財源内訳につきましては国県支出金につきまして県補助の減という事で34万8千円でございます。地方債を90万円、その他財源につきまして103万4千円の減額、これは地元分担金でございます。一般財源につきまして207万5千円の減額という事でございます。

次の6目米穀流通消費改善対策費でございます。これも県委託金の確定に伴います減額でございます。財源振替をお願いするものでございます。補正額の財源内訳につきましては、国県支出金6万2千円の減でございます。これを一般財源で対応させていただくという事でございます。

合計といたしまして補正前の額1億5611万6千円、補正額255万7千円の減、合計といたしまして1億5355万9千円でございます。財源内訳につきましては、国県支出金90万9千円の減、地方債につきまして90万円、その他といたしまして103万4千円の減額、一般財源につきましても151万4千円の減額でございます。

次に農林水産業費についてでございます。1目の林業振興費についてでございます。米穀流通消費改善対策等の県委託金の減額に伴う財源振替をお願いするものでございます。財源内訳につきましては国県支出金68,000円の減額について一般財源で対応させていただくものであります。

次に6ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。追加ということで、起債の目的、ため池整備事業でございます。これは土地改良事業で申し上げましたように、有利な起債が認められたことによります地方債の補正をさせていただくものでございます。限度額として90万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率が3.5%以内、償還の方法につきましては政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。た

だし町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上げ償還もしくは低利に借換することが出来るということでございます。

次に9ページをお願いいたします。歳入の分担金でございます。これは先ほど申し上げました土地改良事業の減に伴います地元分担金の減額をするものであります。第1目農林水産業費分担金、補正額を103万4千円の減額という事でございます。

次に県支出金につきましてでございます。第4目の農林水産業費県補助金という事でございます。説明の欄に書かせていただいております内容についての分でございます。補正前の額として830万4千円、補正額は62万5千円という事で、合計767万9千円でございます。

次に10ページをお願いいたします。県支出金、県委託金で第2目の農林水産業費県委託金でございます。先ほど歳出の所で申し上げました内容の事でございます。説明の中に書かせていただいておりますように、3点についてのものであります。補正前の額として102万円、補正額35万2千円合計として66万8千円でございます。

以上簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

都市整備
課長

都市整備課所管にかかります平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきまして説明をさせていただきます。6ページをお開き願います。

地方債の変更でありまして、2の地方特定道路整備事業、法隆寺線でございます。3のまちづくり総合支援事業、法隆寺・藤ノ木線について、事業費の確定によりまして変更をお願いするものであります。地方特定道路整備事業、補正前は限度額2250万円を補正後2700万円という事でお願いをいたしております。3のまちづくり総合支援事業、補正前が限度額7850万円でありましたものを限度額2860万円に変更をお願いいたしております。

12ページをお願いいたします。歳入の部分でございますけれども、第19款の町債、第2目の土木債でございます。地方特定道路整備事

業債という事で450万円、そしてまちづくり総合支援事業債4990万円の減という事になっております。

18ページでございます。歳出でございますけれども、第7款の土木費の第4項都市計画費の中の第1目都市計画総務費でございます。450万円の財源振替という事で地方債450万円の増、一般財源450万円の減という事でございます。

第7目の景観保全対策事業費でございます。財源振替という事で地方債4990万円の減、一般財源4990万円の増という事でございます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

中川委員 6ページの3番、まちづくり総合支援事業だけが5千万ほどの差が出てるのなぜですか。

都市整備課長 当初予算を計上する中で、資金手当というような形で計上させて頂いておりまして、今回事業費が確定いたしまして、地方債2860万円にして財源を振替させていただきたいという事でございます。

委員長 他にございませんか。
次に、町営住宅募集について、報告を求めます。

建設課長 町営住宅募集についてであります。前回の委員会で募集状況についてご報告いたしましたが、その後であります。2月27日に町営住宅入居者選考委員会を開催していただきまして、ご審査の結果、町営住宅条例第9条第3項の規定に基づきまして、公開抽選との具申を町長にいただきました。この事を踏まえまして町としても公開抽選と決定いたしまして3月16日に実施する事になりましたので、ご報告いたします。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 他に理事者の方から報告はございませんか。

建設課長 前回の委員会におきまして吉川議員から1級河川の関係等につきましてご質問いただきました。その中で報告の内容が一部誤りがありましたので、本日資料添付としておりまして、お手元に配布して頂いておりますので、ご覧いただきたいと思えます。また、この内容につきましては1級河川の位置付けと2級河川また準用河川という形のものがありまして、これは河川法に基づく形なんですけれども、その内容についてそれぞれの河川の定義、管理者、河川名という事の報告であります。前回の時には県河川によります河川名、特に富雄川、竜田川、三代川、服部川、イツボ川、秋葉川、という河川につきましては2級河川という形で報告させていただきましたが、1級河川の誤りという事でありまして、資料と一緒に訂正をさせていただきます。

観光産業課長 高病原性鳥インフルエンザの関係ですけれども、最近の高病原性鳥インフルエンザの状況等から助役の指示を受けまして、住民への対応方法をまとめましたので、その概要について報告させていただきます。

主に死亡野鳥の関係ですけれども、3つに区分させて頂いております。野鳥が1羽死んでいる場合、カラスを除く場合と、野鳥が多く死んでいる場合、カラスが死んでいる場合という事でございます。

野鳥が1羽死んでいるという事で住民から連絡を受けました時には当然相手の住所、氏名、野鳥の種類を聞く中で、現在の状況からすると高病原性鳥インフルエンザではないと考えておりますけれども、触らないでください、という事で町の方からお伺いいたします、という事で対応していくと。職員が死亡野鳥を収用し、消毒液を散布する。そして収用した野鳥については焼却場で処理するという事でございま

す。

次に野鳥が多く死んでいる場合という事でございます。7～8羽位という事で県等からは聞いております。その連絡を受けた時には、当然先と同じように住所・氏名等聞かせていただく中で、まず現場に対応する前に県森林保全課に連絡をさせていただいて、県の指示によって対応をするという事でございます。これは野鳥が多数、7～8羽というような形で死亡しているという事になりますと高病原性鳥インフルエンザの心配があるという事ですので、県の指示を受けて対応をするという事でございます。

単にカラスが死んでいる場合という事でございます。この連絡を受けました時には現地に赴きまして、死亡カラスを収用し、消毒液を散布する。そしてその収用したカラスにつきましては、直ちに家畜保健所に持って行って検査をしていただく事で、持って行きます。その後担当であります森林保全課に連絡するという事でございます。

土日等の対応についてでございますけれども、現在の状況から環境対策課と観光産業課の2課で対応する事といたしまして、日直の方から連絡がありますと、その対応をするという事でございます。

以上簡単ですが報告とさせていただきます。

委員長 今、田口課長から報告がありましたように、斑鳩町にもやはり大きい養鶏業者が2件あると思いますが、今のところ何とも報告はございませんか。

観光産業課長 今月の初めから何回か県の方にも照会させて頂いておりまして、先週の金曜日に県に聞かせていただく中では異常がないという事で、3回ほど県も現地の方に赴いて調査されているという状況でございます。

委員長 他に委員さん、これについてありますか。

三木委員 今のお話の中で情報だと奈良県下に、というような事は今の所はないですね。

観光産業課長 県とのやりとり、新聞等の中で県で発生しているという事は聞いておりません。

三木委員 情報等によりますと京都から大阪にも飛んでいると。カラスという事ですが、カラスではない可能性もあるという事らしいので、その辺の対応を町としても敏感に情報をキャッチしてもらうようにお願いします。

委員長 先ほどの飯高委員の資料、配ってください。
課長の方から資料を配っていただきまして、見ていただいたら分かると思いますが、他に理事者の方から報告ございませんか、水道課ございませんか。

委員長 以上、これら各課所管に関する件については、報告を受け了承をしたということで終わっておきます。

委員長 次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。

飯高委員 3点あるんですけど、まず草刈りの状況なんですけれども、以前にも建設課に行きまして、県の方には言っていたいてしてるんですけど、写真とか撮っていただいて、ご努力はしていただいてるんですけども、現状はなかなか進まない状況である、というのは建設課も、いろいろご配慮もいただいてしてるんですけども、何ヶ月か経ちますと草も枯れてきて、また一段とおかしな状態になってきてるんで、ご努力はしていただいてるんですけども、その後の状況というんですか、お話を聞かせていただきたいのが1点と、この間も申し上げました河

藪橋交差点のその後の状況という事で、この間の委員会でも質問したんですけれども、その後、回答をいただきまして読んでみますと、調整中とか検討中とかいう事で、引き続き調整中とかいう事で、なかなか内容は色々難航する事項もあって進まないという状況なんですけれども、2月27日の報告事項なんですけれども、その後5点あるんですけれども進捗の状況をちょっとお聞かせ願いたいのが2点目で。3点目が先日予算審査特別委員会におきまして、道路維持工事についての事をご質問したんですけれども、その箇所数とできれば道路延長の資料がありましたら戴きたいんですけれども、そういう事を報告していただきたい、3点に渡ってお願いします。

建設課長

草刈りの件で、以前にご指摘を受けまして、この場所につきましては県の方にもご要望いたしました。その後の県はどうなっているのか、という事でありまして、委員もご指摘のようにまだ現状のままです。町としても再三それ以後申し入れもしてはいたしましたが、3月1日付けで、県の方へ、県の管理している郡山土木に赴きまして、文書で再度、現状の写真を添付いたしまして再度要望いたしました。これにつきましては、今の箇所以外の件もございまして、合わせて文書をもって要望した所でございます。もう1つの予算審査の中で道路維持工事の関係でご質問受けました。この中での関係ですけれども、町としてはこの道路維持の関係につきましては、特に主に舗装の補修工事を主体的にやっております。また補修道路面にあわす側溝の関係ですね、これにつきましてもこの中で一緒に合わせてやっております。また、当日の委員会でもご報告いたしましたように、書類としてはもう1点、町内各所には小規模の舗装がございまして、これにつきましては、規模の小さいものについては、それ毎に発注すると時間もかかる、等もございまして、年度当初に一括で、面積というような形で、単価契約という形にしまして、その都度発生しますとその都度その業者と、位置の確認と範囲確定を指示いたしまして、早急にするような対応をしているところでございます。ただ、延長と距離というこ

とになりますと、これにつきましては、一定の場所の確認はして予算化しておりますが、特にそれ以外の所でも発生する可能性もございますので、場所の関係については差し控えさせてもらいますけれども、特にしなければならない所という事では、路線的には前回も報告しましたように、まず1点目につきましては町道305号線、高安の堤防、富雄川堤防線なんですけれども、これの左岸側の堤防です。斑鳩高校へ行く路線ですけれども、これにつきましては、町道の上流であります米寿橋から高安の斑鳩高校南側の所まで、斑鳩区域の町道となっております。この区域につきましては、過去何年間におきまして部分的に修理をしてきました。来年度、16年度予定しております路線につきましては、これでこの路線の補修は一応完了するという形になっております。大体、高安の線で230mほど考えております。龍田3丁目なんですけど、平成15年度、一部補修工事をいたしまして、これにつきましては続きのものでありまして、自然色舗装で240mを予定しております。それ以外にですが、特に要望をいただいております、側溝修理ということで、町道403号線で、興留8丁目地内ですが、この区域につきましてはL型側溝の排水が取りにくいということがありまして、これらの排水管の敷設を含めまして道路補修をやっていきたいと考えております。それ以外のものといたしましては、服部の町道401号線につきましては、今年度出来なかったんですが、待避所の関係、これにつきましては、約10mあまりを考えております。主なものにつきましては以上です。

河藪橋の関係についてですが、27日に進捗状況について環境対策課から関係者にご報告させていただきましたが、日数的に半月弱ということで、担当から経緯につきましてご報告いたします。

建設課補
佐

27日の報告以後の経緯ですが、1番目の交差点西詰めの角の件ですが、3月3日、所有者と施工者と現場で調整をさせていただきました。所有者には協力をするという事の内諾をいただきましたので、今現在、郡山土木と施工方法や施工がどこまでできるかということで、

調整を図っているところであります。2番目の東詰めの溜まり場スペースですが、設計をしている段階で4月中旬にも提示できるというようなことを聞いております。3番目の法定外路面表示、国道に横断者ありの路面表示につきましては、3月9日に現場調整を土木で終わったと聞いておりますので、予定通り、3月末には実施する予定と聞いております。4番目のブロック塀につきましては、所有者と調整しましたが、6日にも話をさせてもらいましたが、今のところ取り壊すのは考えられないということで返事をいただいております。5番目の交差点人形の件ですが、これは予定通り、溜まり場スペースが出来たときに設置するという確認をしております。あとは、今現在、置く場所の問題もありますので、スペースが出来れば安全におけるという確認をしております。以上です。

飯高委員 今の進んでいる内容を報告書にまとめていただいて、地元へ報告をよろしくお願いいたします。

委員長 他に質疑ございますか。

吉川委員 去年の8月28日に建設水道常任委員長の名前で、奈良県郡山土木事務所所長宛に、道路又河川等についての要望をいたしました。その回答を10月8日付でいただいているわけです。まず1点目、県道大和高田斑鳩線、道路整備のうちの1点目。この回答には御幸大橋の右折れレーン設置に向けて郡山土木と高田土木が協議した結果、高田土木事務所で来年度改良の検討を行う予定である、という回答をいただいています。来年度ということは16年度だと思ふんです。これについて予算的に、考え方について、その後町として要望をしてもらったのか、また16年度予算について何か聞いておられるのか、お聞かせください。2点目の168号線ですが、地元及び斑鳩町の協力を得て、交差点改良計画を進めているところである。年度内に地元関係者に事業説明を行い、協力を要請する予定である。予定ということで書いて

ますが、今現在、どういう状況になっているのか、お聞かせ願いたい。
3点目です。県道天理斑鳩線。斑鳩町の協力を得て、本年度から、本年度というのでは15年度と思うんですが、用地買収及び事業促進に向けて努力してまいりたい。今現状どういう状況におられるのか、まず3点。それから、三代川の関係ですが、今後買収可能な地域から順次用地交渉を実施し、早期着工に向けて努力してまいりたい。こういうことなんですけど、平成15年度で買収されたところがあるのか、また早期着工に向けての準備がどの辺りまで行われているのか、それと、河川環境美化、竜田川下流区域の公園なんですけど、公園は主に地元の皆さんが利用されることから、地元自治会等で草刈の協力をしていただければ、幸いと存じます。こう書いてあります。これについて、町として今の現状を見るときに、上流は誰にでも公園と思えますわな。しかし、三室堰より下、現状公園と思っておられるのかどうか、町の考え方をお聞かせ願いたい。それと併せて、県からもこういう要望がございます。これについて地元自治会等に協力要請というんですか、抜本的には町でやれても、小さいことというんですか、草刈ぐらい一回やってもらおうやないかという、その要望等されたのか、以上5点についてまずお聞かせください。

都市建設
部長 まず1点目の御幸大橋の右折に関する改良の件について、予算的なことについてご説明申し上げます。先の要望で回答いただいた中で、協議の結果、高田土木事務所で対応していくと、16年度で調査検討ということでございますが、この件について土木から予算要求はされていると伺っております。県では現在、2月議会中でございまして、24日が最終日、その時点で予算案が可決されれば、この件についても予算措置はされるのではないかと伺っております。他の件について担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

建設課長 2点目の168号線の関係につきまして、交差点改良についての現状をご報告させていただきます。まず、関係者のご協力依頼につきま

しては県と同行いたしまして、協力してあげようというものは、各関係者からいただいております。その関係につきまして、用地関係につきまして立会でございますが、立会につきましては1月19日に概ねの立会がありました。ただ、一部については当日どうしても立会できない、遠距離でございます、どうしてもその日程調整ができないのがありまして、3月8日に日程を取っていただきまして、この方の立会が終わりました。この方につきましては、町も当日、予算審査特別委員会ということで、町としても同行することはできませんでしたが、10日に県の方が来ていただきまして、状況報告をいただきました。結果につきましては、隣接の境界、官民境界につきましての立会が済んだということでございます。次に3点目の県道天理斑鳩線についてであります、土木とは協議をしておりますが、県の対応として、以前にもご報告申し上げましたが、県道天理斑鳩線に付きまして、住宅区域については暫定的な改良もされまして、歩道と車道が分離した形で改良していただきました。これから先線、東向いての東洋シールまでの間ですが、これにつきましても立会が1年前に実施されまして、境界の立会が確定しているもの、概ね確定しているという状況です。一部未確定部分があるものの、未確定部分の確定に向けて、県は努力されています。また、確定している部分に付きましても、今現在、交渉に県で当たっていただいております、それにつきましては地元の自治会長さん、水利組合長さんともご相談しながら、今現在、進められているという状況でございます。内容的には、1つは、1件の部分について契約がされました。ということでありまして、それ以外の方については何件か、今現在、交渉に当たっておられるという状況でございます。次に、三代川の改修の関係につきまして、15年度買収されるかということでございますが、今日までいろいろ町も、県とご相談申し上げながら事業の推進に向けての取り組みをしてきました。特に、昔からの状況ということで、なかなか境界確定が出来得ないというのが、大きな要因と、問題の要因となっています。そのことによりまして、面積確定出来えないという形のものでございます。そういっ

た中で、特に立会が出来得ないという部分に付きまして、先月に県がその方とお会いされて、協力依頼をされたわけですが、条件面が最近になって、出てきておりまして、それについても出来る範囲のことは県としても考えられていると、その中について十分検討しながら、交渉を進めていきたいという報告をいただいています。また、今年度におきましては、家屋調査が3件、実施されました。実施した内容について、3件の方に今月中に訪問いたしまして、ご説明するという形になっております。家屋調査につきましては個人的なものについては、これでひと通りの調査が終えられたという状況です。ただし、ビルの関係についてはまだ、一部残っておりますが、そういった形で進んでおります。特に、敷地の未確定部分については、それぞれ個々の関係もございますし、3月3日にも。一部の中のおひとりの方ですが、役場へ来ていただきまして、県も併せて、役場で確認作業をしました。今後そういった、特に用地の関係につきましては、それぞれ、民地間の問題ということもありますが、何とか確定していただくような場作りというのですか、それについて県と町と行っていきたいと考えております。それと、河川環境美化の関係ですが、これも委員がご指摘のように、これについては毎年、年1回という形で県で草刈をしていただいております。これについては特に、9月の要望の折に、議員からも要望されて、その後竜田川河川の三室堰から下流についての関係について、今年度は予算の関係もあって、その中で2回と言う形でしていただきました。今後の関係については、町も再三、県に同じような形で要望もしておりますが、県下全域についてのことについては、今までどおり、年1回という形で聞いています。しかし、町は特に議員が申されている内容もございますし、何とか回数を増やしてほしいという要望を今後も続けていきたいと考えています。最後の県への要望の関係について、地元自治会の協力要請とされたのかということですが、これは町では行っておりません。ただ、県の草の処分については、以前からされるときに、地元をお願いをしているという状況で、焼却処分、現場処理という形でしているという状況でございます。

吉川委員 このことについて特に、県の予算が伴う事業ばかりでございます。地元県会議員が2人おられるわけですが、町として県会議員に対して、要望をしていただいたのか、予算の関係で、県へ強く働きかけていただくように要望していただいたのかどうか、お聞かせください。

都市建設 県事業の関係について、現在、以前から継続で実施していただいている事業について、今後も引き続き予算措置を講じていただく、そして、先程申し上げましたように、新たに出てきた部分については、特に内容或いは趣旨等も説明する中で、県会議員に予算措置について、ぜひとも予算措置が講じられるように、議員にもご努力いただくよう、要請は行っております。

吉川委員 二人の県会議員に。

都市建設 私がそういう要請を行ったのは、上田県議会議員のみです。

部長

吉川委員 上田県議からはこれに対して、もう予算審議中ですし、先程部長から説明されたように、24日に終わるようですけども、もう決まると思うんですが、内定というのか、ある程度の見通し等について説明があったのかどうか。

都市建設 議会の可決のことについては分かりませんが、現在私のほうでは県の土木に対しまして、可決がなった場合に、どういう斑鳩町域の事業に対してどういう予算措置を講じられるのか、そういったものについて取りまとめていただくよう現在要請しておるところでございます。可決後においてはそういった資料も提供いただけるというふうに伺っております。

吉川委員 各事業についてはでございますけれども、特に今後とも県議、また

議会も努力しないといけないと思うんですが、町自身におかれましても、機会あるごとに要望していただいて、是非ともこの事業をひとつでも多く進めてもらえるよう、努力をしてもらいたいと思います。それと、県道天理斑鳩線ですが、これから進む中で、三叉路になっているところ、あそこまでは確かに良くなるけれど、あそこから斑鳩へ入った場合に、どういう措置をしようと考えておられるのか、それが一番大事だと思う。県はやれやれと、県道はやってもらうが、あこでどん詰まりみたいなもんですが。駅の方へ行こうと思っても狭し、国道の方へ行こうと思っても狭い、ましてや高田斑鳩線へ来るところも狭い状況です。やはり今から、その対策について私は考えるべきだと思うんです。なぜそれを申しますかという、最後に申します。あと、竜田川の下流の関係なんです、よその河川とはまた別なんです。別というのは、公園やというてはる。県は公園やいうてはる。町も確認して公園やというてはるわけです。あれで公園といえんのかどうか、皆さん一回みてくださいよ。年に1回しか刈れませんのや。今先程、課長が答えてもうたように、私も地元におりますので、今までは草刈って、そこで燃やしていた。今は燃やせないということです。しかし、地元の了解取れたら、燃やせまんねん。こういう回答だったと思う。だから、それは私責任持ってくださいと、いうことでね、地元にもそのことは申し上げてます。今は燃やさんでも、よそへ持って行かんでも、そこで燃やせるわけではな。前見たいに真ん中で燃やすわけにはいきませんので、出来るだけ河の流れているそばで、下のほうへ持って行って、燃やしてもらおうようにはなりますけど、それはそんなえらい作業はいらなと思いますし、そない金のかかる問題でもないと思います。特にお聞きしたいのは、公園は主に地元のものが利用するという事なんですけれども、あの今の状態では利用というようなことは考えられません。この地元というのは、その公園のそばの自治会をさすのか、斑鳩町をさすのか、斑鳩町の見解聞かせてください。

建設課長 今議員がご指摘のように、地域についての公園としての関係について

て、その周辺の地元という形のものが、何なのかということですが、これにつきましては、竜田川の県立公園という位置づけでありますので、これは地元だけのものじゃなしに、斑鳩区域を含める地域全体の公園という形かと理解しております。

吉川委員 斑鳩町全体ということなんですが、このことについても私は前々から指摘をし、お願いもしてきてるわけなんです。私一番あれなのは、県が何かやるときには、ここは公園敷きであきまへんといわはるわけや。実際に公園敷きのようにしているかというたら、してませんが。町独自でも私は公園と認めるのなら、課長の答弁のように、竜田川全体が県立公園になってますんで、あつちは2級の公園やと、こっちは1級の公園やと、こんなことは聞いたこともないですし、今課長が答弁されたように、私は竜田川全体、今公園敷きになっているところが全体が、私は公園敷きである。認識しているわけ。かえって、もう整備せいへんのやったら、こんなこと言って地元から怒られるかもしれませんが、かえって公園敷きでないほうが、私は地元へ頼みやすいわけなんです。吉川さん、なんで公園敷きなつたんのに、地元で草刈にいかんなんの、しかし、無指定というんか、ところやったら、また、考え方も変わってこようかと思えます。県でも、町でも、同じです。私は声を大にして言いたいのは、河川改修やる、何かをやる、やる時には、これもやりまんねん、あれもやりまんねん、お願いします、お願いしますや。やってしまうと、はっきりいって、尻切れとんぼや。言葉悪いかもしらんけど、ほつたらかしでんが。もう少しやっぱり、そこらも考えて、いつも施政方針やら、いいこと書いてもうてる訳でんがな。せやから、やっぱり、これに向かって一步でも前進するようにみんなが協力しおうて、やって行かんないかんと思う。吉川さんいうとるわというような気持ちでいてもらったら困ります。斑鳩町の将来のためにも、力併せて、やってもらわないと、道路整備の1番についても、こんなもん、是非とも16年度予算付けてもらって、17年度では工事できるように、この前の県の方に聞くと、難しいようには

聞いてます。難しいから余計、こちらからやっぱり、要望、陳情を重ねんなら、してくれないと思うんです。委員会からもこうして出しますんで、その回答に対して、私たちも、この委員会も努力せないかんと思うし、また町の方もやっぱりこの回答に基づいて、こういう具合に委員会で県で回答してもうてんねも、委員さんから言われてかないまへんねと、もっと強固に私は県へ要望してもらいたいと思う。もうこれ以上言いませんけれども、是非ともこの回答に向かって、一歩でも前進するように町の努力をお願いしたいと思います。また、私たち委員も出した以上、これに向かって県へも頼まないかんし、そんなときには大いに委員長と議長も相談してもらって、私は町上げて、予算の取り合いでんが、どことも、努力をしていただくように、お願いしておきます。

もう1点、道路整備5ヵ年計画ですけれども、上げていただいているものについてはとやかく申し上げるあれはないんですけど、ただ、思うのは、たまたま神南地域で開発になってると思うんです。確認してませんけれども、しかし、いい道付けてくれはったなと思っても、一番最終でほとんできれているわけや。これもう、やむを得ないと思うんです。図面を見せていただいたら、その隣の宅地、これ、市街化区域の中ですので、神南としてできたら、もうちょっと向こうへ抜いてもうたら、神南でも計画しています道路にもつながりますし、しかし、悲しいかな、その一番最後の部分だけ、分筆して、個人の名前で残してあるわけや。こういうのは開発許可を下ろされるときに、何とか止めるわけにはいかないんか、今度仮に道を町で、仮に抜く場合でも、これがえらい弊害になってくるし、高い土地代を請求されるのは目に見えてまんが。それで思うのは、私は、斑鳩町今まあ、5ヵ年計画の中でもある程度入れてもうてますけど、やっぱり市街化区域の中は、市街化していこうということで市街化区域にしているわけや。線引きしているわけです。せめて市街化区域の中の道の整備をもっと抜本的に私は考えるべきだと思うんです。斑鳩町見てみたら、先程私が申し上げたような道が多いでんが。そのことについて、町としてどんな考

えもっておられるのかお聞かせ願いたい。

都市整備
課長

開発に絡んでの道路整備なんですけど、町としての計画のある部分、6 m計画、5 ヶ年計画等について、それにかかわる開発が出てくれば、それに対する指導等行っております。で、もう1点、開発を行う場合には、地元協議、地元説明会等を行っていただくということで指導いたしております。で、地元の意向等受ける中で、町としてもそういう対応について指導するというような部分もございます。そうしたことで出来るだけ、地元の意見も聞き、それから町の計画に沿った形で開発の許可について、協議をやっているということでありますので、ご理解願いたいと思います。

吉川委員

開発指導についても、いろいろ難しい面があるかと思う。開発の許可取りに来る人はある程度玄人の人ばかりと思うけど、素人の人は町から言われると、同じこといいますけど、あかんねなど、家建てるのにこういう具合にいわれたら、あきまへんねなど思われるけども、しかし玄人というか、やっちはる人は裏の裏を考えてやる、それに負けん、やっぱり斑鳩町の将来を考える中でどうしても、もうちょっと奥までやってもらったら、奥にある道と繋がる、その場合には、また地元とも話し合いをしてもらって、特に私先程指摘したところについては神南として、それは環境対策課にお願いしているわけなんですけど、建設課も一緒に協議してもうてますけど、そこらまた全体で協議してもうて、部長会のときでも、こんな神南からあるけども、どうやろと、話し合いしてもらって、また地元へも話してもらって、地元で協力できるところは、お互いにみんなが協力していかな、こんなできまへん、特に個人の土地があるところは、その所有者の了解をとらんと出来ないんやから、まあ、道ひとつ造るのも、神南の場合は覚書にうとてますんで、用地については地元で全部協力さしてもうてる訳です。大阪とか、交渉行くのに、役場から全然領収書とかもうてません。みんな神南自治会で対応してまんねん。大変です。大変やけど

も、中には、こんなもん、町でやられまんの、町のなんできやほりませんの、言わはるところもある。いや違いまんね、ここは今こういう事情で前に約束して用地については地元で対応するようになってますね、という説明を申し上げて、これ総会でも言われた、そうじゃない、それは皆さんに、処理場できたときにお渡ししてる要望事項の中に、覚書を交わしているとおりに、やっぱり神南もやらんと町へもお願いできひん、ということをお願いしてやっているわけ。ありがたいことに、こういうことを言うとお叱りを受けるかもしれませんが、町の行かれるよりも、町行くというよりも、やっぱり用地買収するのにも、その人に合った人というんですか、やっぱり義理絡んだりする人を行ったほうが、やっぱり用地買収うまいこといくのは、これはもう目に見えているわけです。人間的に関係の悪い方が、なんぼ行ってもうてもあきまへんわ。協力しようと思ってくれてはっても、あいつきよったら、協力しやへんといわはる人あんねんも。だから、私は町でもう少し全体を考える中で、考えてもらって、地元で協力できるところは、こういうあれでたるけども、どうやろうというて、やっぱり話はすべきだと思う。神南自治会長に聞いたら、そんなん全然知りません、こういうことです。あの話も先に話しあったら、違った方向に進んでたかもわかりませんね。今、そのことで業者が来ている訳や。神南へ。この間公民館でも話し合いしました。向こうはいろいろ条件言わはる。その方に対して、今手分けしてお願いにあがってまんね。同じあこまでやってもうたんやから、それを活かし、また奥も活きるように、あこも皆市街化区域なんで、悲しいかな、神南もあの中のところは本当に入っていけませんねや。税金は上がるけどでんな、車はいかへんわ、消防車はきやんわ、救急車はきやんわ、そんなとこでんね。せやから、何とかしようということで、皆さんで協議して改良するようにし、また、町の温かい、なにによってでんな、順々に進んでいるわけですけど、そこらを考えるのを、たまたま私が最近神南でそういう開発あったんで特に感じたんで、今、お願いしているわけですけど、斑鳩町全体を考える中でも市街化区域でですね、もし、地元でこの道は今もう、

みんな協力してもらえへんねと、いうことあり、それが町で協議し、また委員さんも協議してもらって、そら必要やと、せやからあれだけでもやれと、いうことになったら、私は大いにそういうなんは、進めていくべきだと思う。そうでないと斑鳩町、今、道見てみなはれな。悲しいかな、どこの町へ行っても、こんな斑鳩町みたいな道、ありまへんわ。一番悪いわ。この間かて、河合の人に言われた。その時は言いますが、こっちはことはほっときなはれと、斑鳩町は斑鳩町で努力して、やってんねから。しかし、悲しいかな、自分で現状見の中で、もう少し考えて、知恵を絞ってやってもらいたいと思う。今後、5ヵ年計画ということで最優先的になると思うんですけど、もし、地元でここへ道を付けたいということがあったら、私は率先して市街化区域の道のないところで言ってくれはったら、私は率先して町が対応していくように考えられないものか、町の見解聞かせてください。

助 役

今の吉川委員の道路の関係なんですけど、私も行き止まり道路というのは望ましい道路ではないと、このように常々思っている訳です。しかし、本町の開発指導等の中では、行き止まり道路であっても町道に認定するというこの制度を設けながら今までできました。しかし、行き止まり道路のところで、個人が名義を持って残しているということについては、やはりその方に事情を話しながら、将来そこを抜くような計画を持って町が進んでいくべきであろうと思います。非常に難しい面もございますけども、やはり、そのことをするには地元の協力も必要であるし、また、町があまり介入することによって、民間ディベロッパーに対する、世間では癒着ということを思われるということもございますから、そういうことにならないよう、地元の協力、議員の協力も得て、進めていく事が必要と思います。また、ご指摘のように、当然5ヵ年計画に入っていない路線であっても、地元がどうしても4m以上の道を町道から町道に接続するための道路を作ってほしいと、強い要望があり、それが全て用地買収が可能ということになれば、新しく計画に入れ、即、対応していかなければならないのではないかと考

えるところであります。そういう道路行政をしていくことによって、生活道路としての大きな夢があるのではないかと、このように考えていますので、議員皆様方の協力も、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。また、今ご指摘の通り抜け道路の対応についても、更に検討していかなければならないものと考えていますし、そうした中で再開発指導もこれから必要だと、このように思ひております。

吉川委員　今、助役さんから回答いただきましたので、理事者の皆さんだけじゃなしに、町民も私たちも、お互いに協力しおうて、しかし、町で計画し、やってもらわないと、言うてきはったら、しまんねでは、困ると思うんです。良いことはみんなで頭絞つてもうてでんな、こういう具合にやると、難しい問題たくさんあります、百も承知で言うてます。またいつも言うように、難しい問題ほど時間掛かるんやから、やっぱり時間かけて、また努力もしてもらわんないかん。いてもあかんねという諦めの気持ちじゃなしに、もっと前進した意見で、斑鳩町の行政を推進してもらいたい、かように思ひますんで、そのことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

三木委員　確認でございますが、竜田川公園の公園の中の歩道になるんですが、河藪橋の下が、散歩されてる方が非常に水たまり、雨の多い時に特にそうだと思うんですが、非常に水が溜まって歩けないという住民からの相談がございました。歩いてる方、ご婦人にも確認したら確かに溜まるんだと、歩きづらいという事で、たぶん川側になってないのではないかな、あそこはへっこんでいるのかなと。私も確認したんですが、確かにそんな状況が見られるんです。それでちょっと1回町の方でも確認していただいご報告いただければと思ひます。それによって、また県の方とも考えなければならぬかな、とも思ひますのでよろしくお願ひします。それと飯高議員の河藪橋の安全対策と関わるのかな、もしかしたら私の勘違いなら結構でございます。ちょうど河藪橋の前の、今新築してる工事の角に道路標識が元々あったのか、今回新らし

くつけたのか、安全対策課になるのかも知れませんが、168号線の道路標識なのか、それと安全対策上の考えがあったのかなど、ちょっとふと思いましたので、前からあったものだとするならば私の勘違いで、お詫びいたしますけれども、分かる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

建設課長 現在申されている標識なり、看板について、我々も確認しておりますので、確認をしてまた議員にご報告したいと思います。

委員長 私から1つお聞きしますけれど、先ほど飯高委員から草刈りについて、これは県事業の所ですか。町道ですか、県道ですか。

建設課長 飯高議員のご指摘の場所は、県道大和高田斑鳩線で、御幸大橋の左岸、斑鳩側なんですけれども、渡った所で西側の道路の歩道の所に防護柵があるんですけれども、その防護柵を越えて草が歩道の中に生えているという状況の場所です。

委員長 分かりました。ちょっと私の方で今、吉川委員から色々質問ございました。これは去年の8月28日に建設水道常任委員会の皆様方と一緒に、町長も行ってもらいましたけど、郡山土木へ行って要望した結果だと思いますけど、吉川議員が色々要望された、どうなっているのか、という答えを今ちょっと聞かせてもらいました。今後これについて、県土木へ行かれた時は常に要望していただきたいと、一日でも早く、という事で特に新御幸橋の渡った向こうの右折レーン、これが一番大事かと思います。あそこは高田土木が工事してますけれども、あそこで右折レーン作ろうと思ったらどうしたらいいのか、橋渡ってから曲がって、私もよく通ってガソリン入れて、見てますけれども、これは高田土木の管轄だという事で郡山土木が言われました。双方話し合いをしないといけない事がたくさんあると思いますけれども、できるだけ早く解消していただきたいと思いますので、県へ行かれた時には常に

要望していただきたいと思います。

議長 藤本課長に言っておきたいんですけども、新たつたみちができた。この現在の感想はどういう風に思っておられますか。

都市整備課長 議員の皆様方にも色々、お骨折りをいただきまして400m区間、3月4日に供用する事が出来ました。相当長くかかったわけですが、非常にきれいな道路になったな、と思っております。また、あの当該区間だけではなく、西へも東へも早急に延伸してまして、より効果のある道路に早急にしてもらいたいなど、このように考えておりまして、国には対応について要請をしていきたいとは考えております。

議長 そこでですけど、私がこの前言ったように、小吉田住宅の前の入り口、なぜ私がこういう事を申し上げるかと言うと、今あれは供用開始をしておるね。あの中のスピード見た事あるかな、飛ばしているの。ということは、現在あゆみの家に上る所が信号もないし何もない。道路は見せておるけど、幅のメーター数の広い所で渡る時間とスピードとしたら、事故が起こるの間違いないと思うよ。あそこで起こったら、それこそ25号のバイパス反対の住民がやっぱりな、と言って騒ぐのが目に見えているように私は感じる。私は一時あれができた時に小吉田住宅の所でバリケード張ると言う事の、私はあそこは供用開始しないと。たつたみちができた時に、法隆寺線ができた時に信号、警察との相談の結果、信号あるいはそういう事を、服部道から入れるような方法を考えるけれども、現在の所はバリケードをすると。ただ、初めてできた時だけはみんなに見せるためにするというような報告事項も聞いたように思うけども、今は夜であろうが何であろうが平気であそこを通してらわな。バリケード張れない理由があるの、それ1つ。

都市整備課長 議長がご指摘のように、あゆみの家から下りてくる道路ですけど、僕ら自身も安全対策についてどう対応していくか、警察ともこの前協

議してきました。啓発の看板等、設置の考え方もいたしているところ
でございます。できるだけ事故のないように対応をしていきたいと考
えております。もう1点の小吉田住宅のバリケードの関係でございま
すけれども、当該3差路になっておりまして、当初右折レーンを取っ
て、3車線になる予定でしたけれども、3差路という事で今現在、入
りと出の2車対応にいたしております。警察で一旦停止の協議もいた
しましたけれども、警察の方では3差路であるために、一旦停止の規
制というのは難しい、という事で今は破線を入れさせてもらって、交
差点マークを入れさせてもらって3差路だという確認をしてもらえる
ように、対応をいたしております。今現在3差路なんですけれども、
今年度中には突き当たりの家の方についても交渉いたしております
16年度中には何とか移転をしていただけるかな、と考えておりまし
て、そうなれば4差路という事になってまいりますので、そうなれば
また警察とも再度協議していきたいという事で、安全対策についてバ
リケードというお話はあるんですけれども、バリケードに変わる部分
として3車を2車にし、交差点マークをつけ、停止位置の分かる破線
を入れさせていただいていると。この辺についても地元小吉田住宅の
自治会長さんにも会いながら説明をさせていただいているという事で
すので、現在の状況という事でその辺よろしくお願いたしたいと思
います。

議 長

考えが甘すぎるのよ。初心者マークのマーク入れて、何人ここを人
が通るのか、という事を知ってる人が何人いるのよ。安全の歩行者マ
ーク、安全の三角を白で入れているけれども、これが何を意味して
るか分からないだろう、皆ほとんど。そんなものを入れたかって、開い
てたら入り口入ったら近い所通っていくんだから。まして今言うよう
に、小吉田の中が対向、入り口しか出来ないものだから入ってきてる。
入っていったら出る所出てくるの。必ず事故起こるで、あれ。きれい
な道できたな、これは賛成の人はみんなそう思っている。我々でも、
いっさいなって、早くやって完成したいな、という気持ちは一緒だと

思う。しかしあれは課長に私は聞いたわな。バリケード張って上から法隆寺線できるまでは、あそこは通しません、と言われたはず。そして警察にその時信号をつけてくれと。小吉田住宅から通ってもらったら困るという事を言われたから言った。そしてそれが1つと、あゆみの家へ出る、あの間隔の幅広い所、あれは大変だと思うよ。子ども、障害者の方、そして農家の方がリヤカーで上る、それこそ見ててみ、そんなんできて、と騒ぐのが精一杯。そういう先を見て取ってくれる事を望んでるのを私は言ってるけれども。何も三角への通したらいけない、バリケード張ったかて差し支えないの違うの。今現在、通過道と違うの、ただの。

都市整備
課長

モデル区間については当初から整備をさせてもらって、見てもらって、通ってもらって、評価をしていただいて、それでその評価の結果、評価に基づいた方向で延伸をさせてもらいたい、という事で推進協議会も作らせてもらって、色々ご検討を願っているという事でございますので、今作らせてもらっている道路については、通っていただく、という事で当初から説明させていただいている所でございますので、よろしくお願い致したいと思えます。法隆寺線からの401号線、服部道への突き当たりの部分については、当然3差路という事で矢印を、両サイドに突き当たりですよ、という事分かる矢印を計画、設置をするという予定で進めております。そういう事で、北から来ればここは突き当りで左右どちらかに、右折、左折しないといけない、という事がわかるような標示をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思えます。

議 長

見解の相違はあるわな、私らの考えと課長の考えと、それはよく分かっている。しかし目に見えているで、事故が起こるの。私はそれを心配している。ただ、通ったらいいわ、矢印してるわ、でそれを見て確認して走ってるのだったらこれだけのスピードなしに事故みたいな、起こらない。確認怠ってるからこそ事故を起こすわけや、私の経

験上から言ったら、実際ぶっちゃけた話。香芝まで1時間10分と書いてあったから、私はこれがなかったらしてないかわからん。私は通ってもらうのもよし、これだけ評価がよかった、よかったという評判だから私は止めてほしい。という事はこれだけきれいな、外のバリケードから見たら400mきれいなものです。立派なものです。そういう事だから至急にこれだけはやっておかないといけない。あゆみの家へ行く交差点と、それから小吉田住宅に突き当たる所の対応だけはしておいてほしい、これをしなかったら私が反対運動起こす。意見みたいなのはいい。答弁はいい、言ってくれる事は分かっている。そういう事で至急に対応だけして。ただ、マークを入れてどうのこうの、というのは問題と違うから。警察が言ったらこうします、警察言われたらします、って警察なしに、行政の中だったら警察を使ってもらわないといけない。そういう事でお願いをしておきたいと思いますので、楽しみに待ってますのでよろしく願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

委員長 その他についても、これをもって終了いたします。
これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長が公務のため出張されておりますので、助役の挨拶をお受けします。

(助役挨拶)

委員長

これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

(午前10時41分 閉会)